

資料1

基本構想策定懇談会提言 (平成27年12月)以降の経過

練馬区地域医療課

目次

- 1 . 国・都の動向、法律の改正など …… P 1
- 2 . 練馬光が丘病院の改築にかかる基本構想の検討状況について
～ 平成29年3月13日 医療・高齢者等特別委員会資料 ～ …… P 3
- 3 . 周辺の病院整備状況 …… P 9
- 4 . 光が丘第四中学校跡施設活用検討会議について …… P 11

1 . 国・都の動向、法律の改正など

背景

平成37年(2025年)に向けて、高齢化がさらに進展し、医療需要の増加が予測される。

医療需要の増加に対応し、患者の症状や状態に応じて効率的に質の高い医療提供体制の構築が求められる。

地域包括ケアシステムの構築を通じて、地域における医療と介護を総合的に確保する必要がある。

【国】医療介護総合確保推進法の制定(平成26年)

医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行った。

【医療法関係】

各都道府県が策定する医療計画において、地域の特性に応じた
地域医療構想策定の義務化

(平成37年における病床の機能区分(高度急性期、急性期・回復期・慢性期)ごとの病床数の必要量および居宅等における医療の必要量を推計)



平成29年3月までに、全都道府県が地域医療構想を策定

平成37年(2025年)の必要病床数(ベッド数)の推計では、大都市部は不足する地域が多く、それ以外の地域は過剰となる地域が多くなっている。

とりわけ、東京都は今後の高齢人口増に伴い、病床数の不足が見込まれている。

【都】東京都地域医療構想(平成28年7月策定)

将来にわたり東京都の 医療提供体制を維持・発展させ、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』を実現するための方針」

☞ 現行の二次保健医療圏ごとに、平成37年の機能区分ごとの必要病床量等を推計

(「平成37年(2025年)の病床数の必要量等」参照)

【都】東京都保健医療計画(平成30年3月改定予定)

・地域医療構想を取り込んだものとして策定

・東京都保健医療計画推進協議会、地域医療構想調整会議等、様々な会議において医療関係者や自治体、都民の意見を聴取したうえで策定

☞ 本計画において、平成30年度からの二次保健医療圏ごとの**基準病床数(ベッド数)**も示される

平成37年(2025)の病床数の必要量等 (床)

二次保健医療圏	高度急性期機能	急性期機能	回復期機能	慢性期機能	計
区西北部 (豊島・北・板橋・練馬)	1,845	5,513	4,879	3,147	15,384
東京都合計	15,888	42,275	34,628	20,973	113,764

東京都地域医療構想(平成28年7月)から

2. 練馬光が丘病院の改築にかかる 基本構想の検討状況について

～ 平成29年3月13日 医療・高齢者等特別委員会資料 ～

練馬光が丘病院の改築にかかる基本構想の検討状況について

1 現在検討中の基本構想の内容

参考資料のとおり

2 基本構想策定にあたっての主な課題と実務的な検討

(1) 整備費の高騰

整備単価が高騰する中、新病院の安定的な経営や区財政への負担縮小等の観点で、整備費の縮減を検討している。

(2) 病床の確保

平成 30 年に都保健医療計画が改定され、基準病床数の見直しが行われる予定である。病床を確保できるよう、都と協議を行っている。

(3) 交通アクセスの改善

敷地南側の区道に中央分離帯が設置されている。来院する歩行者および車（一般車両、救急車両）を含め、すべての方が周辺を安全に通行できる交通整備のあり方を検討している。

(4) 駐車場の整備手法

現在 40 台程度の駐車台数を 150 台～200 台程度に増やすことが必要である。地下化を検討しているが、多額の経費がかかる見込みである。

(5) まちづくりの課題

ア) 一団地認定

建物形状を検討しており、新病院で用いる容積を精査している。

イ) 地区計画変更

建設地内の樹木が地区施設（緑地）となっており、位置等を検討している。

ウ) 区道の移管等

都が所有する用地（建設地東側区道等）について、移管に向けた協議を行っている。

(6) 周辺住環境への配慮

建設地に集合住宅が隣接していることから、日影、音および排気ガス等といった周辺住民の日常生活への影響をできる限り和らげるよう、整備のあり方を検討している。

練馬光が丘病院改築にかかる基本構想の骨子

1 新病院における医療機能等

(1) 病床数

高齢化に伴い医療需要が増加していくことや、人口 10 万人あたりの一般・療養病床数が少ないこと等を踏まえ、現在の 342 床から 100 床程度増やし、450 床程度を目指す。

(2) 医療機能

これまで担ってきた医療機能を堅持しながら、脳卒中や肺炎をはじめとする高齢化によって増加する疾患への対応を充実する。(表 1)

また、重点医療についても同様に、さらなる充実を図る。(表 2)

表 1 充実を検討する主な医療機能

1	循環器領域における高度医療の提供 (循環器病センターの新設、同時複数の手術を行う環境整備)
2	呼吸器領域における高度医療の提供 (COPD 呼吸器難病センターの新設)
3	精神や行動障害への対応 (認知症への対応拡充、専門医等によるリエゾンチームの設置)
4	新生物(がん)治療 (消化器病センターの新設)
5	神経系の疾患への対応 (急性期脳卒中に 24 時間対応できるよう体制を充実)

表 2 重点医療の主な充実事項

救急医療	・より多くの救急患者を受けられるよう ICU を増床 ・心臓血管外科手術の充実を図るため CCU を設置
小児医療	・感染症の小児患者に対応した療養環境の充実 ・新生児医療機能の維持および強化
周産期医療	・周産期セミオープンシステム等を通じた医療連携の充実 ・周産期連携病院の認定をめざし、ミドルリスク妊産婦の対応充実
災害時医療	・地震に強いコジェネレーションシステム等を導入し、複数のエネルギー供給源の確保 ・トリアージや除染シャワー等を設置するスペースの確保

(3) 急性期後の医療体制

急性期から在宅療養まで切れ目のないバランスのとれた医療環境を整備するため、現在の急性期機能を堅持した上で、患者の在宅復帰を支援する「地域包括ケア病棟」や「回復期リハビリテーション病棟」の整備を検討する。

2 新病院の建設、運営および管理

(1) 建設主体

公益社団法人地域医療振興協会(現運営主体。以下「協会」という。)が病院建設を担う。

(2) 運営および管理

協会が引き続き、病院の運営と大規模修繕を含めた維持管理を担う。

3 新病院の施設計画

(1) 建設地

現病院所在地と光が丘第七小学校跡地を候補として検討した結果、面積が広く増床や医療機能の充実を図ることのできる光が丘第七小学校跡地を建設地の候補として検討している。

今後、一団地認定の変更手続きおよび地区計画(緑地)の変更を行う。

(2) 敷地条件および規模等

建物の高さ(地上 30m まで)や日影の規定に基づき、地上 7 階建てで建設する。また、1 床あたりの床面積を、現在の約 50 m² から順天堂練馬病院と同水準である約 75 m² に拡充する。病室での検査等が可能とすることで、患者の負担軽減を図る。

(3) 交通アクセス

来院する歩行者および車を含め、すべての方が周辺を安全に通行できる交通整備とする。

(4) 駐車場の整備

現在 40 台程度の駐車台数を増やし、150~200 台程度とする。

4 整備費および病院支援制度による支援

(1) 病院整備費

校舎や体育館等の解体を含めた新病院の整備費を 215.1 億円と見込む。

(2) 病院支援制度による支援

病院支援制度に基づき、区は建設工事費や設備整備費について支援する。

交通アクセスの整備費用は除く。

区の支援額は、実施設計終了時に判明。

表 3 病院整備費の試算(単位:億円)

項目	金額
病院建設費(地下 2F~7 階)	169.8
免震装置設置費	3.4
外構工事費	1.3
設計および工事監理費	3.5
既存建物解体費	3.8
医療機器・什器備品	33.3
合計	215.1

5 現病院建物の跡活用

(1) 建物躯体の使用

設備インフラの老朽化の状況等を調査し、現病院建物のあり方の検討を進める。

(2) 現病院建物活用の方向性

地域包括ケアシステムの確立に向け、医療や介護を提供する施設としての活用を検討していく。

移転計画敷地現況写真(旧光が丘七小)



1



2



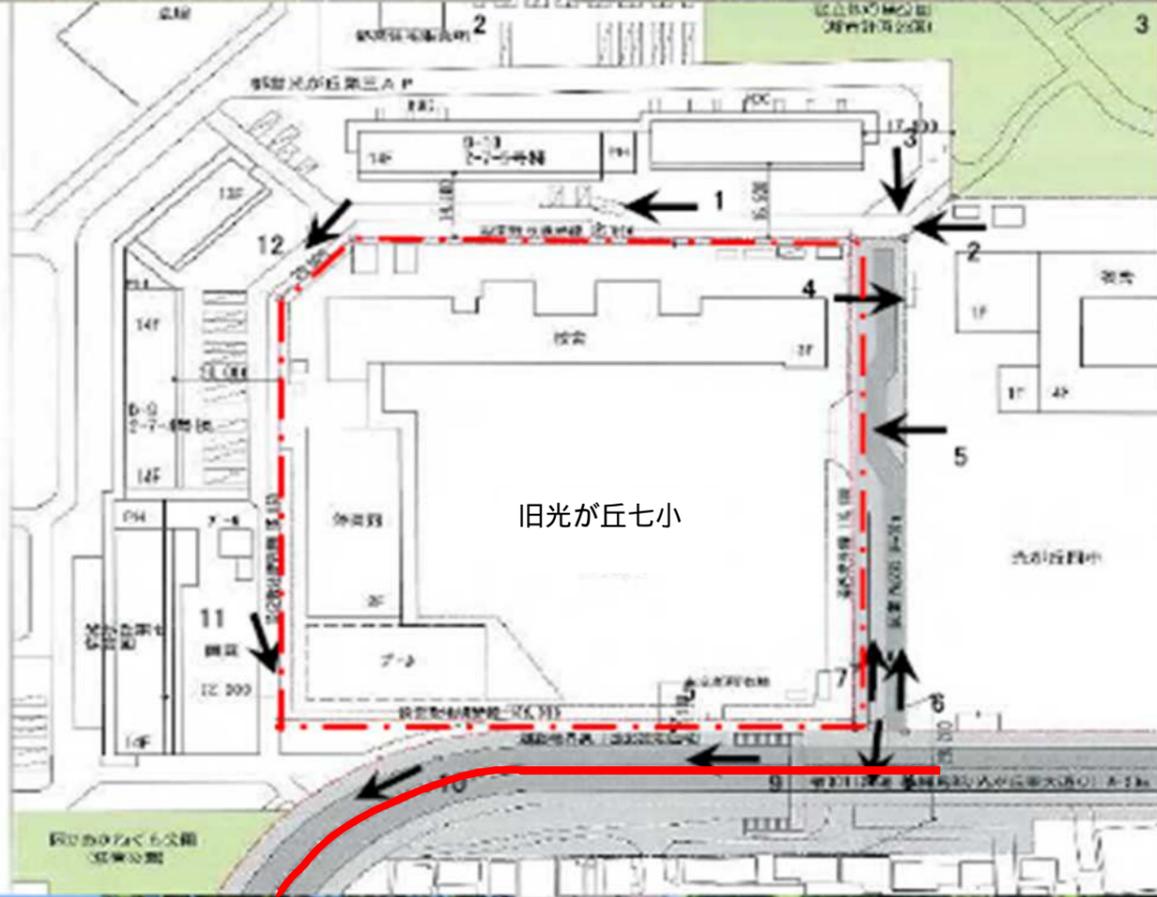
3



4



12



5



11



6



10



9



8

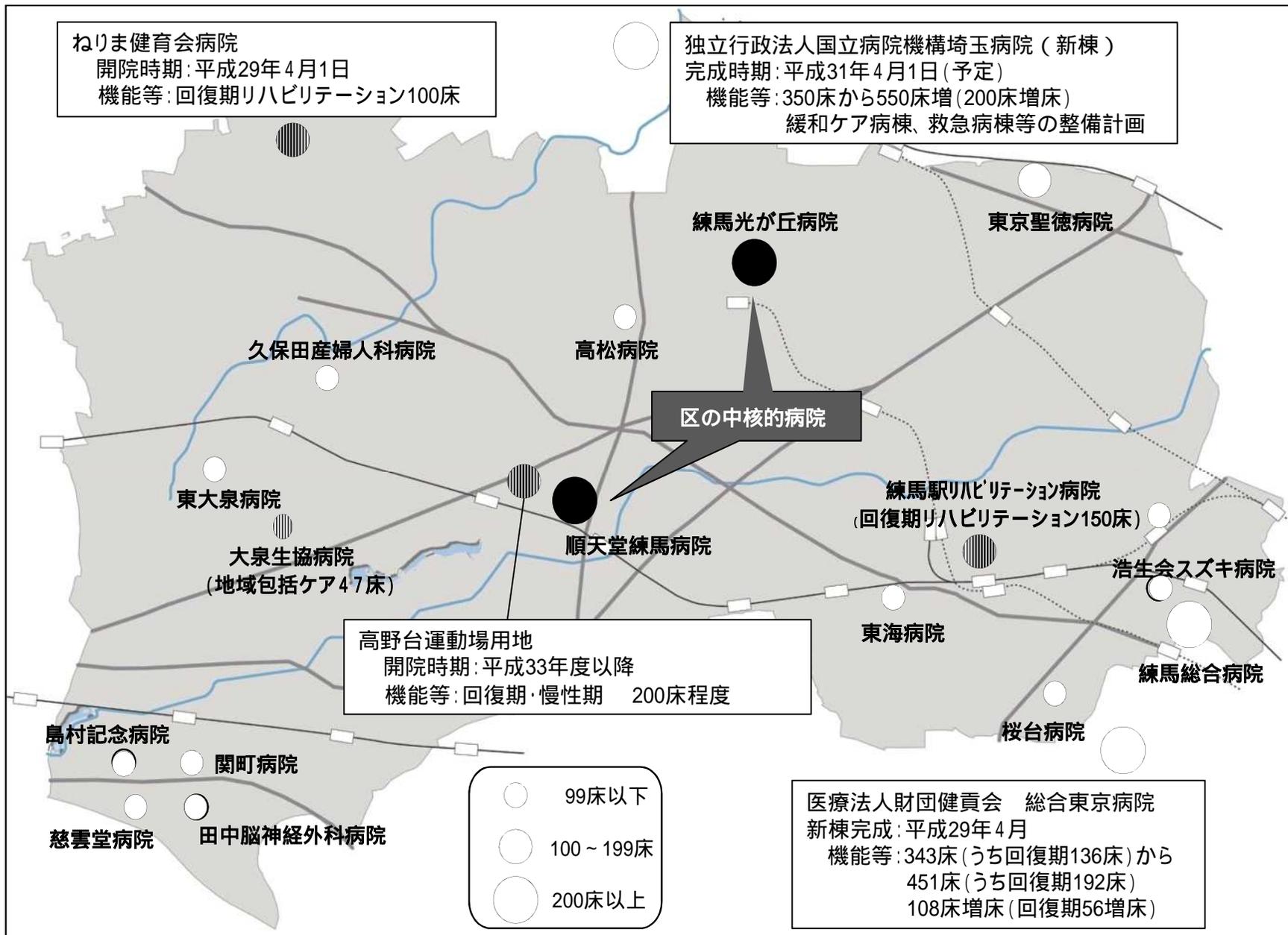


7

3 . 周辺の病院整備状況

練馬区内および近隣病院配置図(一般・療養)

6



4 . 光が丘第四中学校跡施設活用 検討会議について

平成 29 年 8 月 28 日

光が丘第四中学校跡施設活用検討会議の概要について

1 設置目的

「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」に伴い、平成 31 年 3 月をもって閉校する光が丘第四中学校の跡施設の有効活用について検討するため、光が丘第四中学校跡施設活用検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、「検討会議報告書」をまとめ、区長に報告する。

- (1) 学校跡施設に導入すべき機能
- (2) 学校跡施設に整備すべき施設
- (3) 学校跡施設の有効活用にあたり配慮すべき事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 公募する区民

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

検討会議に会長および副会長をおき、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。

会長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

検討会議は、原則公開で行うものとする。

検討会議の会議録は、原則公開とする。

7 幹事および事務局

検討会議に幹事を置く。幹事は、企画部長とする。

事務局は、企画部企画課に置く。また、検討内容に応じて、関係課長が出席する。

8 今後のスケジュール

平成 29 年 8 月～11 月 検討会議の設置・検討・報告

12 月 学校跡施設活用計画（素案）の公表

12 月～30 年 1 月 説明会の開催および区民意見反映制度の実施

3 月 学校跡施設活用計画の策定

平成 29 年 8 月 28 日
企 画 部 企 画 課

光が丘第四中学校跡施設活用検討会議 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	現職等
学識経験者	杉浦 浩	東京都建設防災ボランティア協会会長 (前・練馬区学校跡施設活用検討会議会長)
	瀬田 史彦	東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻准教授
地元関係者	秋間 ひろ美	光が丘地区連合協議会副会長
	鳥海 隆秀	田柄町会長
	牧 民郎	UR 都市機構東日本賃貸住宅本部 東京北エリア経営部ストック・ウィルフィア推進課長
公募区民	関 洋一	三原台在住
	野田 友子	上石神井在住

幹事

企画部長 佐々木 克己

事務局

企画部参事企画課長事務取扱 佐古田 充宏

企画部企画課企画担当係 三原 直志、小名木 昭彦

上記以外の関係職員も必要に応じて出席する。

平成 29 年 8 月 28 日
企 画 部 企 画 課

光が丘第四中学校の閉校について

1 閉校に至る経緯

練馬区立光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級（平成24年度は7学級）で推移してきた。平成28年度は、第1・第2学年で単学級、全校で4学級になり、今後も、生徒数、学級数の回復は見通せない状況にある。

教育委員会は、小規模校ならではの良さはあるとしても、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに集団生活を通じた豊かな人間性や社会性を育む機会を提供することが困難な状況となると考え、平成28年9月に閉校を基本とする今後の対応方針案を示した。

対応方針案については、8回にわたり説明会を開催し、保護者や地域の方々の意見を伺ってきた。説明会での意見を踏まえ、光が丘第四中学校を在校生が全員卒業できる平成30年度末で閉校する対応方針を平成28年12月に定めた。

生徒数、学級数の推移（各年5月1日現在）

年度	1年生		2年生		3年生		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
24年度	75	3	53	2	54	2	182	7
25年度	55	2	76	2	55	2	186	6
26年度	52	2	55	2	76	2	183	6
27年度	41	2	52	2	55	2	148	6
28年度	24	1	40	1	50	2	114	4
29年度	30	1	23	1	39	1	92	3
30年度	23	1	29	1	23	1	75	3
31年度	28	1	23	1	28	1	79	3
32年度	26	1	26	1	23	1	75	3
33年度	27	1	26	1	25	1	78	3

平成 29 年度～33 年度数値は、東京都教育人口等推計による

【出典】練馬区教育委員会「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」資料-14

2 閉校の時期

平成 31 年 3 月末

光が丘第四中学校の概要

